

宇治市介護支援専門員実務研修受講料助成金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、介護人材の確保を図ることを目的として、宇治市内の介護サービス事業所において介護支援専門員として新たに就労する者に対し、資格取得に必要な研修の受講費用（以下「受講費用」という。）を助成することについて、宇治市補助金等交付規則（昭和48年宇治市規則第19号。以下「規則」という。）およびこの要項の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の例による。

- (1) 介護サービス事業所 法に基づき運営される施設および事業所であって、別表1に掲げるものをいう。
- (2) 介護支援専門員実務研修 法第69条の2第1項に規定する研修をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者の受講費用を負担した個人または法人とする。

- (1) 令和6年度（第27回）または令和7年度（第28回）京都府介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者
- (2) 介護支援専門員実務研修を修了し、都道府県知事の登録を受け、介護支援専門員証の交付を受けた者
- (3) 宇治市内の介護サービス事業所において、令和8年度中に介護支援専門員（ケアマネジャー）として就労した者
- (4) 他の公的機関等から同種の助成金を直接受けていない者

(交付対象費用)

第4条 助成金交付の対象となる受講費用は受講料のみとし、テキスト代および手数料は対象としない。

2 交付金額は受講費用の2分の1とし、千円未満は切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、宇治市介護支援専門員実務研修受講料助成金交付申請書（別記様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、令和9年3月31日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の交付申請は、規則第9条の事業終了報告を兼ねるものとする。

3 申請者が社会福祉法人である場合は、社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和46年宇治市条例第49号）第3条の規定により、第1項の申請書等に加えて、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 本交付金の交付による助成を受ける理由書
- (2) 財産目録及び貸借対照表

(3) 本市以外の地方公共団体から助成若しくは援助を受けまたは受けようとする場合には、その程度を記載した書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を精査し、宇治市介護支援専門員実務研修受講料助成金交付決定兼確定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の交付の決定は、規則第10条の確定通知を兼ねるものとする。

3 市長は、交付金の不交付を決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、宇治市介護支援専門員実務研修受講料助成金交付請求書（別記様式第3号）により、助成金の交付を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求をした者に対し、助成金を交付する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和8年10月1日から施行する。

(要項の失効)

2 この要項は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要項の規定については、この要項の失効後もなおその効力を有する。

別表1（第2条関係）

区分	根拠法令
特定施設入居者生活介護を行う事業所	法第8条第11項
小規模多機能型居宅介護を行う事業所	法第8条第19項
認知症対応型共同生活介護を行う事業所	法第8条第20項
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所	法第8条第22項
複合型サービスを行う事業所	法第8条第23項
居宅介護支援を行う事業所	法第8条第24項
介護老人福祉施設	法第8条第27項
介護老人保健施設	法第8条第28項
介護医療院	法第8条第29項
介護予防支援を行う事業所	法第8条の2第16項